

第 3 章

資料編

- 3-1 男女共同参画社会基本法
- 3-2 第2次山梨県男女共同参画計画
- 3-3 山梨県男女共同参画条例（全文）
- 3-4 男女共同参画に関する中央市の現況
- 3-5 次世代育成支援行動計画の概要
- 3-6 「拓け中央輝きプラン」策定のあゆみ
- 3-7 中央市男女共同参画委員会名簿

3-1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文
第1章 総則(第1条—第12条)
第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)
第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合

的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨とし

て、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)
第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じ

ようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画

的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参国会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参国会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であって

はならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日(平成11年6月23日)から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年法律第102号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

(以下略)

3-2 第2次山梨県男女共同参画計画

計画のタイトル	第2次山梨県男女共同参画計画
計画の総合目標	男女共同参画社会の実現

【計画策定の趣旨】

誰もが、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たち一人ひとりの願いであるとともに、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、緊要な課題です。

県では、昭和56年3月に「山梨県婦人行動計画」を策定し、以来、「やまなし女性いきいきプラン」「やまなしヒューマンプラン21」を経て、男女共同参画基本法に基づく最初の「山梨県男女共同参画計画」（ヒューマンプラン）（平14年2月策定）に至るまで、4期にわたりプランを策定し、男女共同参画社会の実現のために諸施策を総合的に推進してきました。

また、平成14年3月には、「山梨県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにするとともに、県民が一丸となって取り組むことが重要であるとして、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

男女共同参画社会の実現に向けて、条例を基本に、社会経済情勢の変化、県民意識・実態調査の結果、国の男女共同参画基本計画（第2次、H17.12策定）などを勘案し、「第2次山梨県男女共同参画計画」を策定しました。

【基本理念】

山梨県男女共同参画推進条例に掲げる基本理念のもとに、山梨を豊かで活力あるものとしていくため、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

計画期間	平成19年度（2007年度）～平成23年度（2011年度）
------	-------------------------------

【計画の構成】

この計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱として、本章において、計画策定の趣旨、基本理念等を示しました。第2章においては、計画策定を取り巻く国内外や本県の背景を示し、第3章においては、施策の体系を示し、第4章においては、総合目標の「男女共同参画社会の実現」へ向け、5つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに14の重点目標と施策の方向を示しました。（本文そのまま）

【計画の骨子】

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革	① 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成(わかりやすい意識啓発や情報提供) ◆男女共同参画にかかる情報収集・提供等 ◆メディアにおける男女共同参画の推進
	② 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育における男女平等を推進する教育と学習の充実 ◆社会教育等における男女共同参画の推進 ◆生涯にわたる学習活動の支援 ◆女性のエンパワーメントのための学習支援および女性のチャレンジ支援
Ⅱ 男女共同参画による豊かな社会づくり	③ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種審議会委員等への女性の参画促進 ◆女性職員の登用の促進 ◆女性の人材育成等
	④ 地域社会への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域社会活動への男女共同参画の推進 ◆環境分野での男女共同参画の推進 ◆新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進
	⑤ 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の社会活動の促進、学習機会の充実 ◆高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実 ◆障害者の自立した生活の支援 ◆社会基盤の整備
	⑥ 農山村における男女共同参画の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性が住みやすく活動しやすい農山村づくり ◆農村地域の女性の地位向上に向けた意識改革の促進 ◆政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ◆農山村の高齢者が安心して暮らせる条件の整備
	⑦ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際社会における取組等の情報収集及び提供、施策への反映 ◆あらゆるレベルでの国際交流や協力の推進

Ⅲ 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり	⑧ 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進 ◆女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進 ◆妊娠中及び出産後も働きやすい職場環境づくりの促進
	⑨ 多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆能力開発のための支援 ◆再就職に向けた女性の能力開発のための支援 ◆多様な働き方への支援 ◆商工業等の自営業に従事する女性の支援
	⑩ 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◆仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発の充実 ◆仕事と育児・介護等両立のための制度の定着 ◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備 ◆多様なライフスタイルに応じた保育サービスの整備 ◆ひとり親家庭等に対する支援の推進 ◆家庭生活への男女の参画の促進(特に男性の参画促進)
Ⅳ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり	⑪ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ◆性犯罪被害者への支援と潜在化の防止 ◆売買春への対策の推進 ◆人身取引への対策の推進 ◆セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ◆ストーカー行為等への対策の推進
	⑫ 生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯を通じた女性の健康の保持増進 ◆妊娠・出産期における女性の健康支援 ◆生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供 ◆エイズ、性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等に関する適切な教育及び啓発活動の充実
Ⅴ 男女共同参画社会形成に向けた計画的推進	⑬ 庁内の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆県の推進体制 ◆計画の進捗状況の公表 ◆男女共同参画推進センターの機能の充実 ◆相談・苦情処理制度の周知 ◆職員研修の充実
	⑭ 市町村及び各種団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆県民運動の展開 ◆市町村との連携 ◆関係機関、関係団体等との連携

【目標指標および目標値】

基本目標	重点目標	順番	目標指標名	単位	状況値		目標値		
					年度等	値	年度	値	
Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革	男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成	1	「男女共同参画社会」という用語の認知度	%	H17	-	H23	100	
		2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合を、賛成する人の割合より高める	ポイント	H17	-7.1	H23	5.0	
	3	男女共同参画推進センター開催講座受講者数	人	H17	11,800	H19~H23	60,500		
Ⅱ 男女共同参画による豊かな社会づくり	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	4	県の審議会委員等への女性の登用率	%	H18	35.1	H23	38	
		5	管理的職業従事者における女性の割合	%	H12	9.5	H23	20.0	
	地域社会への男女共同参画の促進	6	自治会長、区長における女性の割合	%	H18	1.2	H23	2.0	
		7	人口10万人あたりのNPO法人数	法人	H17	18	H23	33	
	農村における男女共同参画の確立	8	家族経営協定締結数（農家）	件	H17	214	H23	266	
9		議会推薦による選任女性農業委員数	人	H18	13	H23	28		
Ⅲ 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり	働く場における男女の平等な機会と待遇の確保	10	山梨県男女共同参画推進事業者等表彰（事業者表彰）数	企業	H14~H18	3	H19~H23	10	
		11	県立職業能力開発施設における転勤訓練における女性入校率	%	H16	60.1	H23	65.0	
	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	12	男性の育児休業取得率	%	H15	0.7	H23	5.0	
		13	放課後児童クラブ実施箇所数及び定員	箇所 人	H17	161 6,311	H21	180 7,400	
		14	延長保育実施保育所数	箇所	H17	117	H21	160	
		15	子育て支援コーディネーターの養成人数	人	H17	37	H21	200	
Ⅳ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり	女性に対するあらゆる暴力の根絶	16	女性の人権についての認識率	%	H17	77.7	H23	100	
		生涯を通じた女性の健康支援	17	乳ガン検診（40歳以上）の受診者数	人	H17	36,682	H23	43,000
			18	子宮ガン検診受診者数	人	H17	34,194	H23	36,400
Ⅴ 男女共同参画社会形成に向けた計画的推進	市町村及び各種団体との連携	19	男女共同参画宣言市町村数	市町村	H17	1	H23	5	
		20	市町村男女共同参画計画策定率	%	H18	71.4	H23	100	

（注）「順番」の欄は、市町村計画においても目標値設定できるもの。

以上、「第2次山梨県男女共同参画計画」（平成18年12月）から

再編集：山日YBS 向山達生

3-3 山梨県男女共同参画条例（全文）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第20条）

第3章 性別による権利侵害の禁止（第21条）

第4章 山梨県男女共同参画審議会（第22条、第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

すべての人は、法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。

山梨県においては、これまでも、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。

このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第8条 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、県民、事業者、国及び市町村と

連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。
2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策
三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 知事は、基本計画を策定するに当たっ

ては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の促進)

第13条 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第14条 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、6月とする。

3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(苦情の処理及び相談への対応)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性別による差別的取扱いその他

の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第16条 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進)

第17条 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公

表するものとする。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第21条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

第4章 山梨県男女共同参画審議会

（山梨県男女共同参画審議会）

第22条 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第23条 審議会に、部会を置き、第15条第3項に規定する事項の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

2 部会は、審議会の指名する委員3人をもって構成する。

第5章 雑則

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

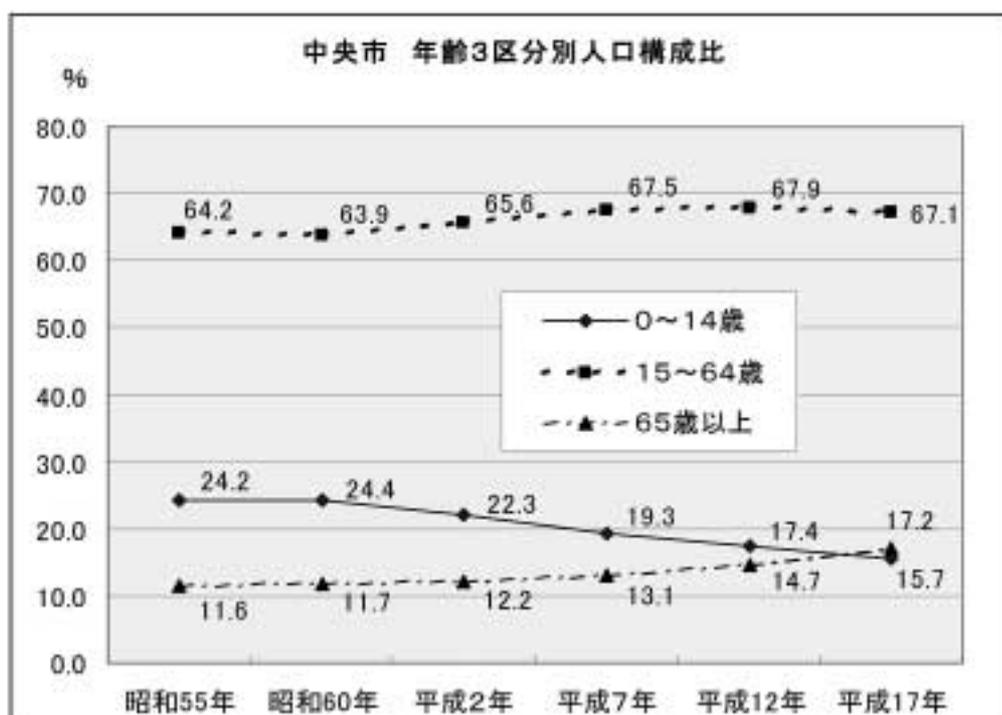
3-4 男女共同参画に関する中央市の現況

3-1-1 年齢別人口（3区分別人口）

（単位：人）

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
旧玉穂町	総数	6,256	10,083	12,332	13,956	15,605	10,787
	0～14歳	987	1,653	1,926	1,883	1,800	1,684
	15～64歳	2,740	4,553	5,684	6,689	7,508	7,694
	65歳以上	429	578	711	888	1,135	1,387
	年齢不詳	-	-	4	-	-	22
旧田島町	総数	9,228	11,854	14,150	15,674	16,694	17,267
	0～14歳	2,579	3,191	3,330	3,207	3,112	2,877
	15～64歳	5,900	7,699	9,582	10,904	11,581	11,898
	65歳以上	749	964	1,238	1,563	1,996	2,492
	年齢不詳	-	-	-	-	5	-
旧豊富村	総数	3,428	3,346	3,393	3,409	3,632	3,596
	0～14歳	700	618	588	564	619	583
	15～64歳	2,184	2,136	2,177	2,121	2,185	2,149
	65歳以上	544	592	628	724	828	864
	年齢不詳	-	-	-	-	-	-
中央市	総数	18,912	25,283	29,875	33,039	35,931	31,650
	0～14歳	4,266	5,462	5,844	5,654	5,531	5,144
	15～64歳	10,824	14,388	17,443	19,714	21,274	21,741
	65歳以上	1,722	2,134	2,577	3,175	3,959	4,743
	年齢不詳	-	-	4	-	-	22

国勢調査年齢別人口（3区分別人口）から



少子高齢化は著実に進んでおり、総人口に対する65歳以上の老年人口割合は平成12年から平成17年の間に15歳未満の年少人口割合を越えています。

3-1-2 出生数と普通出生率

(単位：人、%)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
出生数	旧玉穂町	56	130	124	125	145	117
	旧田富町	146	171	179	220	205	154
	旧豊富村	25	35	34	32	31	18
	中央市	227	336	337	377	381	289
普通出生率	旧玉穂町	8.95	12.89	10.06	8.96	9.29	10.85
	旧田富町	15.82	14.43	12.65	14.04	12.28	8.92
	旧豊富村	7.29	10.46	10.02	9.39	8.54	5.01
	中央市	12.00	13.29	11.28	11.41	10.60	9.13

普通出生率＝出生数／総人口×1,000

人口1000人あたりの普通出生率は、昭和60年の13.29%から漸減傾向にあります。

3-1-3 合計特殊出生率

(単位：人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
旧玉穂町	2.17	1.63	1.76	1.37	1.52
旧田富町	1.51	1.59	1.39	1.42	1.31
旧豊富村	1.50	1.19	1.26	1.01	0.91
中央市	1.62	1.56	1.51	1.38	1.53

過去5カ年の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均出生数）は1.5人前後で横ばい状況にあります。

3-1-4 女性就業者の推移

(単位：人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
旧玉穂町	886	1,315	1,538	1,904	2,188
旧田富町	1,631	2,164	2,791	3,158	3,687
旧豊富村	882	855	809	780	810
中央市	3,399	4,334	5,138	5,842	6,685

国勢調査から

平成12年の女性就業者数は、20年前の昭和55年に比べて96.7%増加しています。

3-1-5 各種委員会および審議会等女性登用状況

通番	各種委員会および審議会等	委員総数 (人)	うち女性委 員数 (人)	女性の割合 (%)
1	教育委員会	5	1	20.00
2	選挙管理委員会	4	0	0.00
3	公平委員会	3	0	0.00
4	監査委員	3	0	0.00
5	農業委員会	27	1	3.70
6	固定資産税評価審査委員会	3	0	0.00
7	民生委員	75	46	61.33
8	老人ホーム入所判定委員会	4	1	25.00
9	国民健康保険運営協議会	17	2	11.76
10	開発審議会	13	0	0.00
11	公民館運営審議会	15	5	33.33
12	青少年育成推進委員	67	7	10.45
13	社会教育委員	15	5	33.33
14	文化財保護審議員	6	1	16.67
15	体育指導委員	31	7	22.58
16	図書館協議会	14	9	64.29
17	環境審議会	10	3	30.00
18	下水道事業審議会	14	0	0.00
19	水道審議会	14	0	0.00
20	よし原処理センター特別審議会	11	0	0.00

平成 19 年 2 月 28 日現在 市役所企画課調べ

各種審議会等の公的役員における女性の割合は、「民生委員」(61.3%)と「図書館協議会」(64.3%)以外で5割以下となっています。

女性が0%の会議等は「選挙管理委員会」など8つもあります。

3-1-6 専業農家数・兼業農家数の推移

(単位：人)

旧玉穂町	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総農家数	455	438	402	390	355	335
自給的農家			73	79	71	88
専業農家数	87	74	69	51	47	51
第1種兼業	154	114	71	84	37	21
第2種兼業	214	250	262	255	200	175

旧田富町	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総農家数	599	582	519	495	461	448
自給的農家			124	128	124	151
専業農家数	168	137	106	134	97	87
第1種兼業	171	140	121	113	89	80
第2種兼業	260	305	292	248	151	130

旧豊富村	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総農家数	567	564	514	500	427	381
自給的農家			115	133	123	108
専業農家数	77	71	68	76	63	72
第1種兼業	354	236	159	122	80	53
第2種兼業	136	257	287	302	161	148

中央市	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総農家数	1,621	1,584	1,435	1,385	1,243	1,164
自給的農家	0	0	312	340	318	347
専業農家数	332	282	243	261	207	210
第1種兼業	679	490	351	319	206	154
第2種兼業	610	812	841	805	512	453

出典：農業センサス 市町村別専業兼業別農家数

平成17年の専業農家数は、25年前の昭和55年に比べて36.7%減少しています。また、第1種兼業農家、第2種兼業農家もそれぞれ77.3%、25.7%減少しています。

3-1-7 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

旧玉穂町	昭和59年	昭和63年	平成4年	平成8年	平成12年	平成16年
母子世帯	31	41	37	58	58	69
寡婦	64	51	36	21	33	36
父子世帯	12	9	11	14	9	9
合計	107	101	84	93	100	114

旧田富町	昭和59年	昭和63年	平成4年	平成8年	平成12年	平成16年
母子世帯	75	84	96	94	108	133
寡婦	89	52	62	81	85	65
父子世帯	10	21	16	9	7	8
合計	174	157	174	184	200	206

旧豊富村	昭和59年	昭和63年	平成4年	平成8年	平成12年	平成16年
母子世帯	18	9	11	14	20	27
寡婦	20	26	17	24	16	16
父子世帯	10	8	6	3	3	4
合計	48	43	34	41	39	47

中央市	昭和59年	昭和63年	平成4年	平成8年	平成12年	平成16年
母子世帯	124	134	144	166	186	229
寡婦	173	129	115	126	134	117
父子世帯	32	38	33	26	19	21
合計	329	301	292	318	339	367

母子世帯等実態調査から

母子世帯は増加傾向にあり、父子世帯は減少傾向にあります。

3-1-8 家族経営協定締結数の推移

(単位：世帯)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
旧玉穂町								2	1	2	
旧田富町	2					6					1
旧豊富村									3		
合計	2	0	0	0	0	6	0	2	4	2	1
累計		2	2	2	2	8	8	10	14	16	17

平成18年12月31日現在 市役所企画課調べ

家族経営協定数は微増傾向にあります。

3-1-9 婚姻件数と離婚件数の推移

(単位：件)

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
婚姻件数	203	199	223	191	254	253	203	214
離婚件数	28	37	36	49	53	48	67	61

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
226	206	180	166	165	166
55	63	64	61	61	62

人口動態調査より

平成8年以降の10年間で婚姻件数は減少傾向にあり、離婚件数は50～60件と横ばい状況にあります。

3-1-10 未婚者数の推移

(単位：件)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
旧玉穂町	661	1,375	1,852	2,350	2,825	2,870
旧田富町	1,272	1,829	2,591	3,128	3,369	3,619
旧豊富村	643	656	682	684	665	667
中央市	2,576	3,860	5,125	6,162	6,859	7,156

国勢調査より

平成17年の未婚者数は、25年前の昭和55年に比べて178%も増加しています。

3-1-11 市内の子育て支援グループ

通番	グループ名	地区	活動日	時間	対象
1	わんぱくくらぶ	田富	毎週水曜日	10:30～12:00	入園前の子供と母親の育児サークル
2	ピンクプリン	玉穂	毎週金曜日	午前中	入園前の子供と母親の育児サークル
3	TJC(玉穂ジュニアサークル)	玉穂	毎週木曜日	10:30～12:00	0歳～就園前の子供と母親の育児サークル
4	にこにこKIDS	玉穂	毎週水曜日	午前中	乳幼児
5	やんちゃくらぶ	田富	毎週金曜日	10:30～12:00	入園前の子供と母親の育児サークル

平成19年4月1日現在、中央市内の子育て支援グループは5グループあります。

3-1-12 生涯学習活動への参加人数

(単位：人)

通番	活動名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	親子陶芸教室	22	23	24	25	25	23	24
2	親子で拓く農業体験	25	26	25	26	24	25	25
3	山梨白山山親子ハイキング	125	130	128	118	110	115	46
4	親子サイクリング						18	
5	親子押し花教室						15	13
6	親子野球観戦	40	40	40	40	40	40	
7	親子英会話	332	271	393	246	340	175	218
8	土間づくり教室					13	16	
9	パソコン教室	142	162	128	170	167	183	56
10	ネイチャープリント教室						13	
11	史跡めぐり	30	28	25	21	26	22	
12	アートクレイシルバー教室						12	
13	太極拳教室					34	17	
14	高齢者学級	220	276	290	253	245	240	257
15	親子パンづくり教室	14	12				13	44
16	キッズアカデミー			17	18	25	24	25
17	キッズサマースクール			65	68	72	80	76
18	ふるさとウォーキング				31	25		18
19	ヨガ教室							33
20	お庭工物教室	20	18	20	19	19	26	32
21	健康ツボ教室				20			20
22	クレイクラフト教室	21	19	22	17	20	16	22
23	絵手紙教室				11		6	
24	ペン字教室					20	19	
25	子ども英会話教室			20	20	20		
26	積み木ひろば		50	67		34		
27	ガーデニング教室	20	20	20	18	19	20	



3-5 次世代育成支援行動計画の概要

1 計画の目的

国や山梨県および県内各市町村は、これまで少子化対策として保育サービス内容の充実や保育施設の整備充実、また、学童保育のための児童館設置、家庭における育児支援や親子の健康管理等に取り組んできました。

しかしながら、合計特殊出生率は漸減傾向を続けています。

そこで政府は、抜本的な少子化対策を図ろうと、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から向こう10年間、集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決めました。

具体的な少子化対策として、次の施策の方向が考えられます。

- ① すべての子育て家庭に対する支援
- ② 多様な保育ニーズに対応したサービスの充実
- ③ 家庭や地域における養育機能の向上
- ④ 仕事と子育ての両立のための支援
- ⑤ 母子の健康の確保と相談体制の充実
- ⑥ 思春期の保健対策の充実と食育の推進
- ⑦ スポーツの促進とスポーツ環境の整備充実
- ⑧ 生きる力を育む学校教育の推進
- ⑨ 子どもの権利保障に関する支援
- ⑩ 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり
- ⑪ 防犯や交通安全への対策の強化 (注)



そのために本市も、子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を考えた、

- ① すべての働きながら子育てする人のための
- ② すべての子育て進行中の家庭のための
- ③ すべての次世代を担う人のための

「次世代育成支援地域行動計画」を策定するものです。

(注) 山梨県が「策定のためのガイドライン」で示した11の施策の方向

3-6 「拓け中央輝きプラン」策定のあゆみ

年 月 日	内 容
平成18年 5月12日	中央市男女共同参画委員委嘱式 第1回委員会 委員会設置要綱説明、全体役員選出、プラン策定会議メンバーの選出と部会 編成、プラン策定会議・推進会議の役員選出 学習会 平成18年度スケジュール説明、プラン策定・推進会議の目的と作業について
6月15日	第2回委員会 学習会 啓発ビデオ鑑賞、プラン策定・推進会議の進め方について
7月 6日	第3回委員会 学習会、プラン策定・推進会議の進め方について（再確認） プロジェクターによる学習会
7月13日	第1回策定会議 プラン策定に向けた旧町村のプランからの課題抽出
7月27日	第2回策定会議 課題の分類と追加作業、分科会ごとに課題の整理と追加作業
8月 3日	第3回策定会議 分科会ごとに分類と整理作業
8月21日	第4回委員会 平成19年度以降の推進体制及び実施計画の運用について
9月 7日	第4回策定会議 分科会ごとに策定作業
9月26日	第5回委員会 平成19年度以降の推進体制及び実施計画の運用について（再確認）
10月12日	第5回策定会議 分科会ごとにプラン骨子の検討と修正
10月26日	第6回委員会 男女共同参画基本学習会、平成19年度推進啓発広報掲載及び運営について
11月 9日	第6回策定会議 分科会ごとにプラン骨子の（基本目標・重点目標・分類）検討
11月28日	第7回委員会 ビデオ鑑賞、プラン策定状況報告
12月 7日	第7回策定会議 分科会ごとにプラン骨子の（重点目標）確認
12月21日	第8回策定会議 分科会ごとにプラン骨子の検討
平成19年 1月16日	第8回委員会 プラン名の検討、ダイジェスト版の構成について
2月 8日	第9回委員会 プラン名の決定、ダイジェスト版の検討
2月20日	第10回委員会 ダイジェスト版の決定
3月 1日	第11回委員会 ダイジェスト版の再確認、デザイン・イラストの検討
3月13日	第12回委員会 ダイジェスト版の最終確認、平成19年度の活動について

（注）委嘱された委員から15名の策定委員が選出され、合併前の旧3町村の男女共同参画プランを尊重することを前提に新プランの策定作業に取り組み、素案を全体会にかけて合意形成しました。

3-7 中央市男女共同参画委員会名簿

委員長	乙 黒 房 子
副委員長	設 楽 愛 子
副委員長	小 沢 末 子

分科会	部 会	氏 名	備 考	
策定会議	家庭部会	藤 田 美智子	県推進リーダー・策定家庭部会リーダー	
		小 沢 照 美		
		小 澤 みや子		
		河 西 啓 子		
		山土井 輝 雄		
	職場部会	望 月 應 志	策定職場部会リーダー	
		有 泉 とし江		
		小 沢 末 子		
		中 澤 一 夫		
	地域部会	森 本 和 之	策定会議委員長 策定地域部会リーダー	
		設 楽 愛 子		
		大 村 俊 枝		
遠 藤 律 子				
三 枝 莉 佐美				
推進会議	家庭部会	土 屋 美津江	推進会議委員長 推進家庭部会リーダー 県推進リーダー	
		乙 黒 房 子		
		一 瀬 明		
		河 西 玲 子		
		佐々木 静 子		
		佐々木 由 紀		
		塚 田 若 枝		
		樋 泉 ヒロ子		
		中 橋 みな子		
		藤 巻 英 樹		
	丸 山 初 江			
	山 村 一			
	職場部会	林 美喜枝	推進職場部会リーダー	
		伊 藤 美 子		
		岸 本 敦 子		
		小 林 ひふみ		
		五 味 潤		
		齋 藤 佳 子		
		島 田 康 子		
		中 橋 英 徳		県推進リーダー
		野 中 つね子		県推進リーダー
	原 田 哲			
	地域部会	鷹 野 和 也	県推進リーダー・推進地域部会リーダー	
		石 原 悦 子		
		石 原 正 樹		
		小 形 広 美		
		新 海 多喜子		
		鈴 木 光 江		
		田 中 節 子		
		塚 田 徳 夫		
塚 原 サツキ				
畑 薫 吾				
宮 川 晴 美				
山 本 早 苗				

本名簿は個人情報保護法にともない、各自から記載の同意を得ております。

(中央市総務部政策秘書課)

3PAとは？

本書で用いた3PA（3点分析法：3 Points Analysis）について、簡単に解説します。

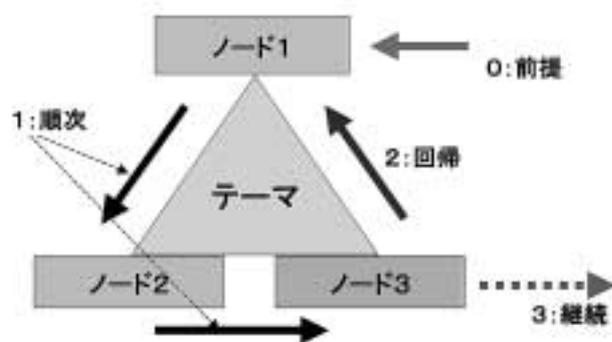
近頃は住民参加という形式で行政課題や地域問題を解決したり、取り組む場面が増えました。環境問題、福祉問題、少子化問題、男女共同参画、まちづくりなど、テーマは様々です。

社会学では、住民参加の場合はKJ法やコスモス法（情報工房の山浦晴男さんが開発した手法）など問題解決の手法は色々ありますが、3PAは主要な3点のみを捉えながら合意形成していく、分かりやすい手法です。

具体的には、階層型の三角形を使います。三角形を1つのテーマとすると、そのテーマを解決・解明・決定するための、方向、原因、戦略、要因、計画、手順などを頂点上に決めていきます。しかしながら、多くの場合はそれだけでは問題解決に至りませんので、更にその外側に三角形を考察します。内側の3PAを1次側と呼び、外側の3PAを2次側と呼びます。テーマによっては3次側まで考察する場合があります。

三角形には3つの頂点と辺があります。

1次側にテーマを示し、そのテーマを解決する方向や取組などを時計回りと反対方向に各頂点（以下、ノードといいます）に考察し、ノード間の関係を辺（以下、アクティビティといいます）に考察します。前提や優先順や回帰など重要な関係を示します。



左図を例に3PAには、

- アクティビティ0はノード1に対する「前提」です。
- アクティビティ1はノード2または3への「順次」です、
- アクティビティ2はノード3からノード1への「回帰」です。
- アクティビティ3はノード3の「継続」です。

などの決めごとがあり、3PAは行政課題や民間課題の解決に活用できます。

行政なら、住民参加で色々な課題についてワークショップ形式で解決の方向を求めたりします。

民間では、社員や職員による提案づくり、方針づくり、計画づくなどについて

- ①ワークショップ形式（多人数での作業を踏まえた合意）
- ②集合形式（少人数で対面による合意）
- ③提言形式（1人案から発展させた合意） など、ケースバイケースで活用します。

3PAについて、もっと詳細をお知りになりたい方は、以下にご連絡ください。

〒407-0007 山梨県韮崎市祖母石725番地

3PA開発者 向山建生（山梨大学客員教授）

電話：0551-22-0764 メール：tt-mukoyama@bc.wakwak.com

ひと ひと
男と女、ともに歩もう

拓け中央輝きプラン

平成19年3月

中 央 市

中央市男女共同参画委員会

策定支援 株式会社サンニチ印刷 コンサルティング事業室

中央市と山梨県内の関連する窓口

■ 中央市の主な窓口

平成19年4月1日より

市民の健康	健康相談は	健康推進課	電話 274-8542	玉穂庁舎
子育て支援	乳児相談は	健康推進課	電話 274-8542	玉穂庁舎
	ひとり親福祉相談は	子育て支援課	電話 274-8557	玉穂庁舎
	児童家庭相談は	子育て支援課	電話 274-8557	玉穂庁舎
相談支援業務	行政相談は	総務課	電話 274-8511	田富庁舎
	人権相談は	総務課	電話 274-8511	田富庁舎
	障害者相談は	福祉課	電話 274-8544	玉穂庁舎

■ 山梨県内の男女共同参画に関する施設と窓口

男女共同参画推進センター	ぴゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	電話 055-235-4171
男女共同参画推進センター	ぴゅあ峡南（南部町）		電話 0556-64-4777
男女共同参画推進センター	ぴゅあ富士（都留市）		電話 0554-45-1666
山梨県男女共同参画課		〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	電話 055-223-1358
県民生活センター	県民が気軽に利用できる各種相談窓口		電話 055-223-1366
女性相談所	女性の保護相談など		電話 055-254-8635
就業支援センター	就職に関する相談、離転職者のための職業訓練など		電話 055-251-3210
やまなし女性の応援サイト		http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/	

■ 山梨県内の次世代育成支援に関する相談窓口

かるがも	子育て相談総合窓口		電話 055-251-4152
障害者相談所	心身に障害のある方の相談など		電話 055-254-8671
精神保健福祉センター	精神障害者の社会復帰、参加促進や心の健康相談		電話 055-254-8644
	心の健康など電話相談（ストレス ダイアル）		電話 055-254-8700
精神科救急医療相談窓口			電話 055-254-3119
中央児童相談所	児童に関する各般の問題につき家庭その他からの相談など		電話 055-254-8617

■ 山梨労働局 雇用均等室

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法などに関することについて			
〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	電話 055-225-2859	FAX 055-225-2787	
	http://www.y-roudoukyoku.jp/		

■ (財)21世紀職業財団 山梨事務所

女性の能力発揮促進に関する情報提供と両立支援・パートタイム労働に関する情報や助成金について			
〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2階	電話 055-236-5271	FAX 055-236-5431	
	フレイフレイ・テレフォン	電話 055-254-2020	
	フレイフレイネット	http://www.2020net.jp/	

「拓け中央輝きプラン」に関するお問い合わせ先

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市役所総務部政策秘書課（平成19年4月1日より）

電話 055-274-8512 FAX 055-274-7130